

令和7年度
「子育て支援ハンドブック2026 年度版」官民協働発行 業務
公募型プロポーザルに係る質問事項及び回答

令和 7年 9月 2日
南あわじ市市民福祉部子育てゆめるん課

NO	資料名	該当箇所	質問事項及び質問内容	回答
1	実施要領	P.6 11.契約の方法等 (2)協定書	事業者決定後、協定書の内容について、貴市と協議の上、加筆修正することは可能ですか。	P.6 11.契約の方法等(1)においての仕様書の調整を行うことに協定書の内容の調整を含めます。
2	実施要領	P.7 13.その他注意事項等(6)	「提案書等の著作権は、南あわじ市に帰属することとします。」とありますが、企画提案書には事業者独自の取り組み方針やプロセス・ノウハウが含まれるため、著作権を譲渡することは極めて困難です。他の自治体が実施する同種事業のプロポーザルにおいても同様の企画提案書を用いており、貴市へ著作権を譲渡した場合、今後の事業活動に支障をきたす恐れがございます。これらの理由から企画提案書の著作権は事業者に帰属したまま、貴市に対して本提案の目的の範囲内での使用を許諾する形でご検討いただくことは可能ですか。	P.7 13.その他注意事項等(6)を、「提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属することとします。」に訂正します。ただし、(4)にあるように、最優秀提案者の特定のために必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することが出来るものとします。

3	実施要領	P.7 13. その他注意事項等(7)	実施要領8(1)に則り企画提案書を作成した場合、企画提案書には本業務における取組方針やノウハウ、プロセスを記載することになります。情報公開請求がなされた場合、企画提案書は「南あわじ市情報公開条例」第7条(2)アに該当する文書として非公開を要望することは可能ですか。	南あわじ市情報公開条例第7条(2)ア「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、当該法人等又は当該個人の生産・技術・販売上のノウハウ、運営方針、人事、労務管理等の情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の事業活動が損なわれると認められるもの及び公にすることによりその社会的信用又は社会的評価が低下するものをいい、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものを含むものとし、対象の部分については不開示情報になります。
4	実施要領	P.9 別紙2 P.10 別紙3	「プロポーザル方式標準様式」には、別紙2および別紙3の提出書類一覧に記載がない様式が含まれています。参加表明書や企画提案書の提出において、提出書類一覧に記載のない様式は提出不要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施要領	P.9 別紙2 P.10 別紙3	質問4に関連し、提出書類一覧に記載のない様式の提出が必要となる場合について、参加申込書および企画提案書類の提出(持参による提出行為のみ)を本社から支店に委任する場合、「委任状(様式第7号)」の提出は必要でしょうか。	提出行為については委任状の提出は不要とします。
6	実施要領	P.9 別紙2 ⑧納税証明書	正本1部提出とありますが、注釈の通り写しの提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書	8.制作方法 (2)	「配布を行う」とは、市への納品及び広告掲載者への配布を指すという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。